

札幌会場

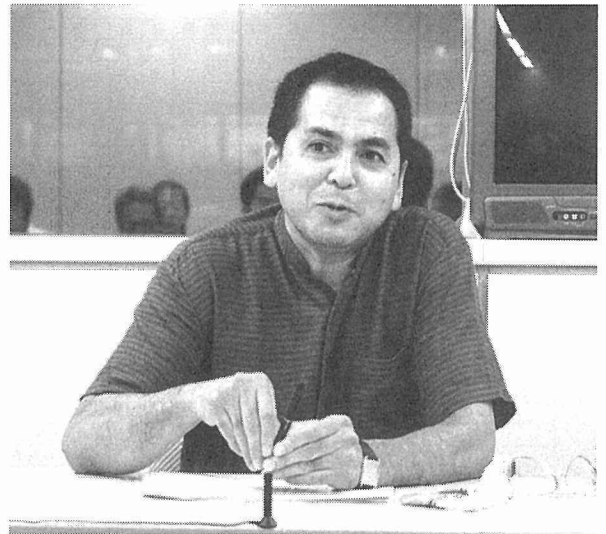
旭川アイヌとして思うこと

8月27日(火) 19:00~20:30

講師

社団法人北海道ウタリ協会旭川支部長

川上 哲



旭川アイヌ地の成立

旭川アイヌの歴史は、ほとんど闘いの歴史だと思います。今もいろんな問題がありますが、特に土地問題に関して闘ってきました。それは、「給与地」や「旭川市旧土人保護地処分法」という侮辱的な名称の法律に関わるのですが、この法律はつい最近までありました。ですから、その辺のことをお話したいなと私は思っています。

その前に私の経歴をご紹介します。私は1949年生まれで、今53歳です。親に連れられてアイヌの踊りを小学校のいたい4年生あたりまでやっていました。その後ずっと30歳まで、アイヌに関わってはいませんでした。30歳になってから、アイヌのエカシ(長老)達と出会って、アイヌ民族の文化を伝承し始め、現在に至っています。

文化を習うのには旭川のエカシ、フチ(おばあさん)に聞いたりもしましたが、ある程度疑問もありまして、本も読んでいます。一番参考になるのが知里真志保の本と、更科源蔵の『コタン生物記』が割合参考になっています。その本を読んでみてエカシ、フチにも聞いて、それが正しいかどうか、この歴史が本当かどうかについては確かめています。

というわけで、これから話すことには間違いがあるかも知れませんが、その辺のことはご勘弁をお願いいたします。また、私が皆様方から教えられる点もあるかもしれませんので、宜しくをお願いいたします。

まずは、近文アイヌの歴史を話さなければ旭川アイヌのことは語れないと思います。というのは、アイヌ地の成立が他の地域とまるっきり違っているからです。他の地域は5町歩なんですけど、近文では最終的には1町歩しかくれなかったのです。明治19年に、それまでの三県時代が終わり北海道庁の時代に入ります。初代長官、岩村通俊が旭川入りした際に、ここに住むアイヌの人達の保護策として約200町歩の土地を選び、当時点在していたアイヌ約40戸をここに住まわせる方針を決めました。これが近文アイヌの

始まりです。

明治23年、旭川村は開村となり、翌年から屯田兵などの入植がはじまり、アイヌの生活の場が奪われていきました。そして、明治27年になって岩村長官の方針によるアイヌの人達に対する土地の割渡しが行われたのです。この割渡しを担当した道庁殖民課の井口元一郎の手記が残っています。それを見ると、この地のアイヌの川村モノクテ、川上コヌサアイヌが井口に会って、「最近和人がやって来て、この土地を出願しているけど、我々アイヌはまだこの土地を持っていない。役場に出掛けて土地の貸下げを願ってみても、給与予定地を開墾せよといわれるが、まだどこも誰のものともすることに決まっていけないのである。手をつけることが出来ない」と訴えています。つまり、岩村の方針で近文原野200町歩を予定地とただけで、個々の割り当てはしていなかったわけです。そこで、井口は道庁へ連絡して割り当ての許可を求め、測量に取りかかり、当時この地域に住んでいた36戸に対し4,645,000坪の割渡しを行います。この中で一番多かったのが、伊藤ヤヨクテの22,000坪、次が川村モノクテら29戸が15,000坪、八谷ノンピキンの10,000坪、村山与茂作の8,000坪、築別イキツから3戸が7,500坪となっていました。

この場合、割渡しとなっていますが、これは払下げたのではなく給与予定地として貸し与えたものだったので、後日これらの土地を巡っての紛争として尾を引くことになります。その頃、今の近文のほか辺別(西神楽)、永山、比布、当麻などにアイヌの人達が広く住んでいました。だから、この場所が決められた時にはアイヌの人達から不満の声が出たのです。しかし、道庁の井口はたまたま予定地に100を越す竪穴住居跡があったことから、「この地はアイヌの大部落があった所で、お前達の先祖は皆同じなんだ」と強引に決めてしまったのです。こうして強制的にも見える集団化を図った背景には、上川離宮計画に基づく旭川村開村計画と切り離して考えることはできなかったのです。

明治22年、今の神楽岡に上川離宮を設けることを政府は

決めます。結局は実現しなかったのですが、それが元になって翌年旭川村は開村となったのです。当初の計画では、今の神楽町が離宮地、それに続く神居町が第一市街地、その開発が完了した時点で考えられる第二市街地が今の旭川中心部、永山が屯田兵村です。そして、アイヌの人達に割渡されたのは、今でこそ街の中になっていますが、当時は丸木舟でなければ渡れない大河であった石狩川を挟んだ対岸、つまり今の離宮予定地、市街、兵村から遠く離れた場所が選ばれているということです。今日では考えられないことですが、当時の和人の風潮としてアイヌの人々と一緒に生活圏を避けるということは、あたかも当然のようになっていたのです。

明治32年になって、「北海道旧土人保護法」の制定を見ます。この法は一応アイヌの人達に土地を与え、農業を奨励し、生活を安定させる目的であるとされています。しかし、保護法が成立したとはいえ、旭川のアイヌの人達の期待も空しく、アイヌの人達の土地が利権屋に騙しとられようとしていたのです。それは、明治32年にこの給与予定地の近くに旧陸軍第七師団が設置されることを指しています。その頃、旭川は鉄道が開通して、街として急激に発展を見せ始めていました。そのため道庁は同法によって当然下付されなければならない土地であったにも関わらず、「この土地は将来七師団の用地になる可能性がある」として保護法による処分を保留していたのです。道庁の生温い態度を利権屋達は見逃すはずはないのです。旭川とて創成期では町並みがどのように発展するか、まだ流動性を持っていたわけで、この七師団に近いアイヌ地も場合によっては町の中心街になる可能性を持っていたのです。

七師団の兵舎、官舎の築造を一手に請負って巨大な不当利益を得た大倉喜八郎が中心となって、この土地を手に入れる計画が練られます。部落近くにいた商人三浦市太郎が多くのアイヌの人達の印鑑を預かっていることに目をつけ、ほとんどのアイヌの人達には無断で天塩方面への移転嘆願書を作って道庁に提出したのです。後代アイヌ地を守る運動に参加した天川恵三郎は、その手記にこう書いています。「三浦市太郎なる者が無学のアイヌに一碗の酒をもってあざむき、汝らは今後同地より移住するもの年々増加し漁獵する所もなく窮地に陥るにつき、今のうちに山奥の和人の入り込まぬ天塩へ移転し安楽に暮らす方が、汝ら将来、得策でまたためにもなる」。つまり、移転料として一戸あたり金100円、そして米1表、村田銃1丁を与えると甘言をろうし、無学なアイヌを巧みにあざむきます。土地は大倉に払下げよう偽嘆願書を作成し、深夜アイヌの各戸を訪れ、めくら印を押させて道庁へ提出したと書いています。

当時、アイヌの人にも銃は魅力があります。狩猟をするのには楽ですね。それまでは仕掛け弓で、昔の弓ならせいぜい飛んでも、30メートル弱だと思います。殺傷能力は20メートルくらいでしょうか。そうすると熊なんかほとんど獲れません。

この計画は道庁も大倉側についていたとみられるふしがあります。大倉の移転と払下げの理由を見ると、「一、無知にして不潔な部落民を市街に介在せしめるのは衛生上極

めて危険である。一、師団と旭川市街とは近く連接すべく部落の存在はその発展を妨げる。一、市街の発展はやがて畑地の存在を許さぬ。一、本来権利を保留し和人と雑居させても彼等は生存競争で駆逐せられる。一、時代に適合した新地に移住させるのが必要彼らの幸福であり保護の趣旨にかなう。」このような人権を無視した勝手な発想なんですよ。

明治33年1月に大倉側が出した払下げ申請は、道庁によって2月に払下げ許可する方針が決められていました。そして、近文アイヌ全員に対し、一戸につき鉄砲1丁と移転料6ヶ月間一戸あたり月6円の食費を支給するという条件で、同年5月末までに天塩川上流のティネメムに移転するように命じたのです。まさに、大倉の筋書き通りの決定でした。しかし、この決定はアイヌの利益に反することはもちろん、給与予定地の旭川への一方的な払下げという点では、周辺の和人開拓民の利益にも反しますし、更に、前年成立した旧土人保護法の建前であるアイヌの救済と土地の保全にも相反するものであったのです。

一方、このことを知った近文のアイヌは「この土地を守ろう」とひるみません。また、この時期に結党したばかりの憲政党幹部が地方演説会にやって来て、この事実を知り、アイヌ側に立って協力を約束してくれたことによって、この運動は一層盛り上がったのです。そして、留任期成会が組織され、旭川、札幌、小樽などで演説会が開かれ、大いに世論に訴えます。捺印を詐取した三浦市太郎を札幌検事局に告訴する一方、川村モノクテ、川上コヌサ、村山与茂作、浜益アイヌの天川恵三郎を中心に対策を練り、道庁が駄目なら東京に出て運動しようということになります。川村モノクテは年をとっていて東京へ行くのは身体に負担だということで、川上コヌサと天川が上京しました。そして、内務大臣、貴族院議員などに払下げの決定の取り消しを強く要請したのです。

政府当局は、当初、彼等の訴えに耳を傾けることはありませんでしたが、旧土人保護法の成立、施行の翌年とあって、新聞の多くが同法を盾にとってアイヌ側に同情する記事を載せました。そうしたことから、政府も世論に抗しきれず、明治33年5月、近文アイヌの要求がいられ、天塩の移転命令及び大倉に対する払下げ処分も取り消しとなり、この土地を守ることができたのです。

でも、このあと第二次が来るんですよ。明治35年に自治制がひかれ、近文アイヌ地は旭川町に編入されましたが、その翌年には川村モノクテ、村山与茂作ら38名は道庁長官に全戸移転嘆願書を提出され、再び近文アイヌ地問題が再燃しました。第一次の時にはアイヌ側に立ち、この土地を守るために活躍した天川恵三郎が第二次の場合には逆の立場をとります。これが私は不思議でしょうがないのですが、天川恵三郎の歴史はここで消えます。

そしてまた、天塩への移転命令取り消し以降、同給与地は天川らアイヌ代表者によって管理されていましたが、道庁からの脅しに近い開墾強要もあって、その資金捻出のため同地の利用権を抵当に、札幌の和人河田某より2000円の借金をします。一部の本には、天川恵三郎が2000円を借り

て、旭川のアイヌのために使ったということになっていますが、この辺のことは依然不明です。結果、給与予定地に対し河田の発言力が強まりました。同地を巡る和人利権屋の動きもこうした複雑な権利関係の間隙をぬって行われたのですが、こうした動きを通じて予定地に対するアイヌの利用権は事実上なきに等しい状態となっていたのです。

明治36年6月、旭川町は北海道長官にこの問題について建議書を提出していますが、その内容は慎重にやってほしいというだけで、アイヌの土地を守るべきとの主張になっておらず、この処分には旭川町も言い分があるといった文意のものでしたのです。この後、道庁はなんら具体的な策を講ぜず、給与予定地を巡る紛争は激化します。給与予定地152町5反歩のうち、アイヌが自作する土地は、わずか21町1反2畝にすぎません。残りの土地は全て和人の小作地となり、しかも小作料はほとんどアイヌの手には落ちません。また、割渡しの地の全てを小作地にし、利用権を失った者は40戸のうち11戸に達し、アイヌの生活や窮乏が一層激しくなります。道内の主要新聞も大きく取り上げるようになります。

こうした騒ぎの中で、旭川町長奥田千春は道庁と話し合いを進め、問題となっている46万299坪の近文アイヌ地を旭川町が道庁より借り受けます。旧土人の保護は旭川町が行なうという内容で、道庁と旭川町との話はとんとんと進み、明治38年8月、本来アイヌに下付されるこの土地が30年間の年限で旭川町に貸し付けられることになったのです。しかも、無条件ではありません。旭川町は、当初無償借受けを主張しますが、道側に押し切られて年間299円19銭4厘の地代を支払うことになります。貸与を受けた土地のうち、アイヌ1戸に5反歩だけ貸し、残りを農耕指導のための模範農場とします。事実上、アイヌの人達の権利をそれまでの10分の1に縮小するという案でありました。そして、模範農場より上がる小作料を保護費にあてる考えでした。

その保護の施策としては、アイヌの人達の教育機関を設けたり、衛生設備の完備や、住宅建設、無料貸付などです。しかし、この案が公表されると、アイヌ側は栗山国四郎を先頭にして役場に出向き、奥田町長らと会談します。そこで、5反歩という案には徹底的に反対し、最低でも各戸に2町歩以上を主張しました。奥田町長もアイヌの人達の正当な要求におおて、最終的に1町歩で話がまとまり、明治39年1月から30年契約で近文アイヌ地は旭川町で管理することになります。こうして、旭川町に住むアイヌは旧土人保護法の適用を受けることなく、1坪の土地といえどもその所有権が一切認められないという、全道にもその類例を見ない全くの無権利状態になりました。

以上が旭川市の土地問題で、アイヌ新法ができた時も認められませんでした。

旭川の差別教育の実態

明治も末になると、保護法によるアイヌ子弟の教育が始まります。このことも一見すれば教育の機会に恵まれないアイヌ子弟に対する配慮とも見れないことはありませんが、

実態は徹底した差別教育で、どれほど若い芽が伸びるのをついばんだかも知れないのです。旭川の場合、明治43年、共有財産収益によってアイヌ子弟の為の上川第五尋常小学校が開校になりました。同校はのちに豊栄小学校となります。豊栄小学校の跡地は北門中学校になっていて、知里幸恵の顕彰碑もあります。そこが大正12年3月に廃校になるまで差別教育が堂々で行われていました。

同校の運営の基本となったのは旧土人保護法による「旧土人児童教育規程」でした。その内容の一部を見ると、一、旧土人の尋常小学校は4年とし、土地の状況によっては監督官庁の認可によって6年に延長できる。一、旧土人保護法により設置する小学校における教員の配置は小学校令施行規則第35条の規程によらざること得、正教員得難きときは、同一設置区域内の小学校長をして兼ねしむ、とあります。さらに1908年に出された「特別教授ニ関スル注意要項」(北海道庁訓令第28号)ではこうした記述がより具体的となる。一、教授は身心の發育に注意し、速成を主とすべし。一、各教科目は総て簡易を旨とし。一、修身は教科書を生徒に持たしめず。一、小学校もしくは教育所において旧土人児童の員数1学級を編制するにたる時は旧土人児童のために学級を別にすべし。一、日本歴史を授くるには旧土人に関する事歴は特に注意を加え、美德はこれを賞揚し、いたずらに不快感を起さしむるもののごときはこれを避けるべし。

これだけでも、いかに教育そのものが偏見を持ち、差別的に教育されたかということを知ることができます。戦前の封建時代とはいえ、こんな教育が許されていたのかと私達は今現在思いますが、この当時は許されていたわけです。また、ある校長は、授業時間に民芸みやげ品を作らせ、旧土人児童参観という名目でやって来る観光客にこれを売りつけていたのです。大正12年にこの差別教育は廃止になるわけですが、保護法の主要部分であった、旧土人子弟の教育の実態がこんな酷いものだったということは、お分かりいただけると思います。

給与地返還運動

長い間、近文アイヌ地はアイヌの意思に反して旭川町に管理されていましたが、道庁からの貸与期間の年限が昭和7年で満了になります。旭川町は旭川市となり、近文アイヌ地も30年前の姿とはすっかり変わってしまいました。模範農耕地の名で入り込んだ和人達(一般的には小作人といわれる)にも変化はありました。農業に慣れないアイヌの人達が1町歩に限られた面積で細々と営む一方、本来権利を持たない小作の人達は3町、5町の土地を一般の小作料とは比較にならないほど安い値段で借りていました。中には自分で営農せず、人にこの土地を貸し、高い地代金を取って、自分では何もしないで儲ける人も出てきました。そうした儲けは本来の所有者であるアイヌの人達に還元されることなく、黙って見ていなければならなかった実態があります。

旧土人保護法に縛られるアイヌ、そして、その法律に関

係なく旧土人保護法にかかわる近文アイヌ地を利用して儲けている小作人。普通一般に戦前の小作人といえば、地主に虐げられるといったイメージが強いわけですが、北海道、特に旭川の場合は逆ですね。所有者のアイヌがいじめられて、小作人が強いのです。しかし、30年の貸与期間満了を前に小作人達は旧土人保護法が曖昧に運用されている実態を知りつくしているだけに、昭和5～6年頃から、この地はただの国有地であるとの見方を深め、この期間満了を待って「特別縁故者」ということでこの地を自分達に払下げてもらおうとの動きをしてきたのであります。そして、やはりまた言葉巧みに「アイヌの人達は現在自分が貸与を受けている1町歩だけの貸下陳情しておけば、返してくれといった時には全部返してくれるんだから」などとのデマを飛ばし、年配のアイヌの中にはその書類に印を押した人も出てきました。

一方、旭川市も急激な都市化で工業用地の不足が目立ってきたことから、この期間満了になってからは、この地を市が手に入れ工業用地として開発する計画も練られたのです。これではアイヌの人達が黙って見ているはずがありません。第二次近文アイヌ地問題の時に活躍した人達は、もう年配です。そこで、青年層が、アイヌに益のない旧土人保護法の撤廃と自主権獲得を叫んで立ち上がりました。第1の要求は、アイヌにアイヌの土地を返せということです。そのとき立ち上がった心境を荒井源次郎の手記にはこう書いてあります。第二次近文アイヌ地問題の経過に触れたあと、「我等の父兄は其の案の不都合を訴え、最低必要量として1戸あたり2町歩の給与地を要求したるも、当時専横極まりない理事の容るるところとならず、僅か1町歩宛のみ給与せられたるも、将来30ヶ年の貸付期間満了後、全地積は同族の手に返還される事を唯一の希望として、耕地不足による生活不如意を手工芸のその他の副業にて補いつつ30年の星霜を閲したり。然るに昭和7年旭川町への貸付満了するも我等に返還される事なく、またもや我給与地をめぐって悪徳利権屋跳梁し、また工業地の候補地として資本家の争奪対象となれり。此の不埒極まる侵略行為に我等一度敗れんか祖先の艱難辛苦を水泡に帰すと共に子孫より不明のそしりを受くべく、我等奮然決起、或時は部落民大会を開きて正義を叫び、或時は道庁並に内務省に出頭して給与予定地の正式下付を陳情する等、40年の長きに亘り、我等權益擁護の為懸命の努力をなせり」と書いてあります。アイヌ地を守るという決意、心情がありありと出ています。

荒井を中心にアイヌの人達の運動が社会的に高まるにつれて道庁も放っておくことができなくなり、係員を派遣し各戸1町歩で納得してほしいと説得する動きを見せました。荒井達は部落民大会を開き、旧土人保護法を成立させてアイヌの土地を守ろうとしている道庁が本来の5町歩をひっこめて1町歩で我慢せよとは何事かと、あくまで全地積返還を求める決意を固めました。昭和7年2月28日の市議会で、かねてからアイヌ側に協力してきた市議の前野与三吉が、近文旧土人給与地所有権獲得に関する件を爆弾提案して市議会は大混乱となりました。これは市議会内部にも小作人の手は回っていたし、新たにこの際権利を得たい人も

あったらと思います。前野の全地をアイヌに返還されるようにとの提案は、もめるのは必定だったし、また、可決はみなかったですね。根回しがされなかったということでしょうか。

アイヌの人達の運動も組織化され、旭川で全道アイヌ代表者会議が開かれ、ここの決議によって旧土人保護法撤廃同盟が組織され、荒井源次郎が全道委員長に選ばれました。当時、荒井は旭川裁判所に勤めていましたが、上司からそのような運動は職員としてふさわしくないとされ、自らこの職を去り、この運動の先頭に立ちました。アイヌの土地を守る運動といってもその資金はどこから出るものではなく、いずれも運動に加わった人達が自分の負担としての戦いだったのです。この年6月8日、荒井、砂沢市太郎、小河原亀五郎、荒井夫人のミチ、砂沢ベラモンコロの5人がアイヌの人達の期待を集め、固い決意のもとに上京いたします。その運動にあたることになった上京委員は、見通しがつくまで東京に滞在して、関係機関に働きかける予定だったのですが、荒井夫妻の長男が急死したため一行は6月27日やむなく帰旭しました。

荒井は日記にこう書き記しております。「私は上京以来各要路並に当局へ運動を継続してきました。最初はなかなか中央当局においては我々アイヌに対し、事実の認識を誤り我々アイヌの真意を誤解しておりましたが、約1年にわたり我々同族が自己の生命線擁護のために血みどろな運動を続けてきた。今日では結局中央当局においても、我々アイヌの立場を正解し、一点の疑点も挟む余地無きに至ったことは実に喜ばしき事であります。今だに細目の協定はなしておりませんが、大蔵省、道庁側の意見も今日においては大体一致し、我々の運動もとみに好転してきたことは私もいささか重荷を下ろした感じがします。最も重要性を持っている国有財産調査委員会の決議を待って帰道すべきところ、実は長男勝照が死亡の報に接し、突然帰道するに至りました」。

東京では木彫りをしたりしてそれを売りながら、宿泊代などをまかっていたということを聞いています。荒井氏らの東京での活動は無駄にならず、政府も彼らの訴えに押され、前向きに検討する動きを見せます。けれども、10月末日の期間満了までに決定に至らず、旭川市に対する貸与期間は1年間延長されることになりました。そして、昭和9年3月24日になって、やっと荒井氏達をはじめとするアイヌの人達の要求が入れられて、近文アイヌ地は全面的にアイヌの人達に返ることになりました。そのため政府は、「旭川市旧土人保護地処分法」を制定しました。

以上が旭川の土地柄というわけです。封建的というか、アイヌに対する理解をしていません。今でもアイヌの文化伝承に対して手を貸すのではなくて、うまく利用しようという雰囲気があります。例えば、2年前の2000年に、一部で「開基」という言葉を使ってもいいのではないかという声がありました。ただ金を出せばいいだろうと。だから私はいまだに旭川市は信用しておりません。信用できないのです。

話は飛びますが、私が北海道ウタリ協会旭川支部長をやって5年目になります。ウタリ協会の会員は40戸ほどで、会員以外のアイヌも含めたアイヌ人口は400名くらいです。ですが、これからの文化伝承に関してはアイヌばかりに押し付けるのではなくて、皆さんと一緒にやってほしいということが私の一番の願いです。アイヌばかりに文化伝承を押し付けられたくないんですよ。アイヌだからやるのが当たり前だろうというのは私は嫌なのです。私もこの世界に入るのは遅かったですから、子供達に無理やり強制する気もありません。要するに自分から進んでやらなかったら覚えなことですし、強制したら、ろくな者になりません。だから、アイヌばかりではなくて、皆と一緒にやりたいなと思っています。そうすれば、アイヌのこの素晴らしい財産が、これからも残っていくと思います。皆さんから手を差し延べてもらったり、背中を押してくれたりして、ちょっとしたお手伝いをさせていただければと思います。あまりにもお手伝いをしすぎるとお互いに煩わしくなりますので、お互いにある程度距離をもってやっていけばいいかなと。それで、お互いに仲良くなれると思いますので、宜しくお願いいたします。

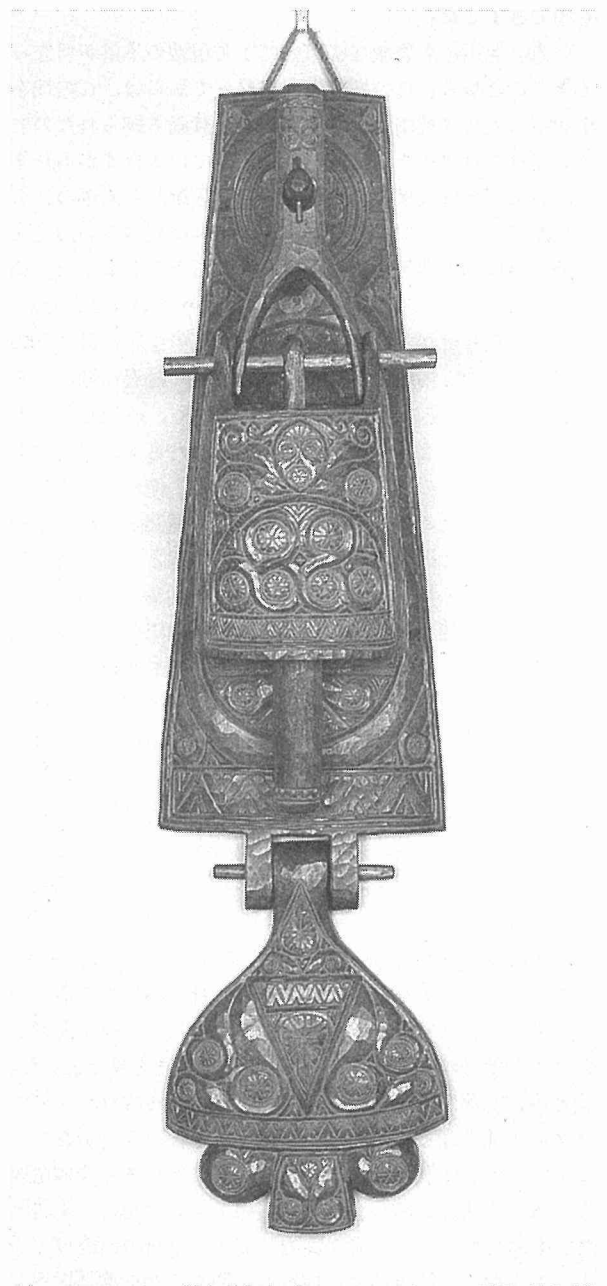
差別についての話は、私はあまりしたくありませんが、差別を受け始めたのはつい最近からです。なんと、支部長になってから受けるようになりました。それまで差別は一切受けなかったんですよ。私の家族は今支部長をやっていること自体反対しています。なぜかという、世間からおかしな目で見られると。それまでの支部長をやっていた時代の方が楽しかったと。近所の人達とも何となくおかしくなってきたというのです。そういうことがありますから、悔しい面もあります。でも、悔しいからこそ、ここで逃げはしません。もし子供達が覚えたいなという時のために、私は今頑張っています。

また、新聞で知っておられるかもしれませんが、今年120年振りでアイヌの熊猟を行い、ものすごい批判を受けました。要するに、なぜ熊を殺すんだということをいわれました。でも、アイヌは無駄な殺生はしていません。必要最小限のものしか捕獲しません。まして、熊の場合でしたら、ご承知のように、キムンカムイといって山の神様です。それだけに、敬愛していなければ、神様は私どもには来てくれないのです。実際そう思ってやりました。

その熊猟の時は、5頭ほどいるのを見つけました。一番近いのが30メートルほど前にいましたが、向こうは気が付いていないんですよ。そして、黙って10分ほど見ていました。そうすると、私どもに気が付いた途端に、逃げました。本州の「またぎ」は、山奥に逃げるものは神の域に入るから殺すなといいます。アイヌもそういう精神が残っています。要するに、山の上に逃げるものは獲るな、人里に下りて来たものは捕獲せよ。そういう伝統がありますので、上に逃げましたから撃ちませんでした。捕獲もしなかったのです。

でも、一番悔しかったのは、すごい非難と差別の嵐ですね。今回協力していただいた方の中にアイヌでない人も5人ほどいましたが、その人達に対しての嫌がらせも相当あ

りました。アイヌは弓矢を持って衣装を着てやれ。洋服なんか着てやるなということまでいわれました。アイヌの熊猟の基本は冬期間の穴熊猟ですが、それは許可が出ません。狩猟法違反になります。また、文化は時代時代によって変わります。道具は発達してきますよね。ですから、今現在の発達している道具で私どもはやろうとしましたが、批判する人達は、弓と矢と毒を使えというわけです。そういうふうにいわれた時、どういうふうにかというのを逆に質問したいものです。私もそれを知り、これからやろうとしていることに関して、それを参考にしていきたいのです。そうして、若い世代にアイヌ文化を継承していきたいなと思っています。



▲平成14年度アイヌ工芸作品コンテストで優秀賞を受賞された川上哲さんの作品「樹鈴」